

税務トピックス



令和7年1月10日発行

第96号

発行者：佐々木英子

税理士事務所

2025

1

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

去年は、元旦早々能登半島で地震が発生し、その後も津波や火災の発生等で甚大な災害が発生して多くの死傷者や家屋の倒壊で大変悲惨で悲しい年の幕開けとなりました。あらためて、被災された皆様にご冥福並びにお見舞いを申し上げます。

さて、今年はどうなるのか干支の運勢を見てみたいと思います。

今年の干支は、「乙巳（きのとみ）」年です。



○ 乙（きのと）は、十干の2番目で「木」の要素を持ち、草木がしなやかに伸び横へと広がっていく意味を持ちます。

○ 巳（み・へび）は、十二支の6番目の動物で、神様の使いとして大切にされてきた動物で、脱皮を繰り返し成長することから、不老不死のシンボルとされています。

そのため、「乙巳（きのとみ）」年は、『再生や変化を繰り返しながら柔軟に発展する』年になり、『商売繁盛・金運』をもたらすともいわれることから、乙巳（きのとみ）年にあやかりながら、職員一同力を合わせ、皆様の事業が「蛇」のように粘り強く、賢く、成長、発展を繰り返しますよう心からご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

令和7年元旦 税理士 佐々木英子



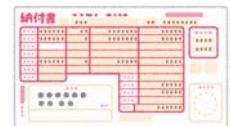
○ 国外から利用可能な納付手続



近年、日本に居住していない外国人が日本の不動産賃貸物件を購入する事例が増えています。日本に居住していない外国人が日本の不動産賃貸物件を購入した場合、その賃貸収入は日本国内で生じた所得となるため日本で申告する必要があります。

今回は、国外から利用可能な納付手続についてご紹介いたします。

国外に住所又は居所を有する方の国税の納付手続には、次の手続があります。



- ・ クレジットカード納付
- ・ ダイレクト納付（e-Tax による口座振替）
※事前に e-Tax の利用開始手続が必要になります。また、国内の金融機関に預貯金口座が必要です。
- ・ インターネットバンキング等による納付
※事前に e-Tax の利用開始手続が必要になります。また、国内の金融機関に預金口座が必要です。
- ・ 国外からの送金による納付
国外の金融機関の営業所、事務所その他これらに類するものを通じた送金により国税を納付します。
※国外からの送金を行う前に、国外納付専用窓口（東京国税局徴収部特別整理総括第一課管理係）へご連絡ください。
- ・ 納税管理人による納付
納税管理人は、納税者に代わって申告書の提出その他国税に関する事項を処理することができます。

上記のような納税方法の中、現在多く利用される方法は納税管理人による納付です。

すなわち、不動産管理会社と契約する際に、不動産の管理業務のほかに納税管理業務も依頼し納税を行っているようです。